

(略)

東京都監査委員	龍	円	あいり
同	斉	藤	やすひろ
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和6年9月20日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都交通局南千住自動車営業所の職員ら（以下「本件職員ら」という。）に対し、同所における所定の勤務時間より少なく業務していたにもかかわらず所定の給与（以下「本件給与」という。）が支払われたことは違法であるとして、違法に支払われた分の給与の返還を求めるものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

本件職員らに係る給与については、東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和33年9月30日交通局規程第14号）第10条第1項により、職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料等の合計額を減額して給与を支給することとされている。

また、本件職員らに係る正規の勤務時間及び休憩時間については、東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成7年3月16日交通局規程第

14号)第31条第1項の規定に基づき定められた特例(平成15年12月26日付15交職第873号)により、正規の勤務時間は、翌日の勤務に代えて、午前6時から午後11時までとすることができることとされ、休憩時間は、1時間30分とし、その時限は、所属長が勤務割により定めることとされている。すなわち、正規の勤務時間である17時間のうち、休憩時間以外の時間(以下「労働時間」という。)が15時間30分で、休憩時間が1時間30分とされている。

この点、請求人は、本件職員らは所定の勤務時間よりも短く業務していたにもかかわらず本件給与が支払われたと主張し、その証拠として、同職員らに係る出退勤時間管理簿(以下「本件各管理簿」という。)を提出するようである。

しかし、本件各管理簿によれば、令和5年10月から令和6年6月までの本件職員らに係る出勤時刻及び退勤時刻は、午前6時から午後10時30分まで又は午前5時45分から午後10時45分までのいずれかであると解されるが、いずれについても、当該勤務時間における労働時間と休憩時間の内訳が明らかにされておらず、少なくとも正規の勤務時間に係る労働時間である15時間30分未満であったことも明らかにされていない。

そうすると、請求人の主張は、本件職員らに係る勤務時間についての疑義や意見を述べるにとどまり、給与減額の根拠となる労働時間が所定の労働時間よりも少ない事実を摘示したものとは言えないから、当該主張は、本件給与の支出が違法又は不当であることについて、具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。